

男鹿市、潟上市及び秋田市沖 協議会構成員説明会議事録

【エネ庁】

皆様おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖における協議会構成員による説明会を開催いたします。本日は御多忙のところ、御出席いただき、誠にありがとうございます。本日司会をさせていただきます、経済産業省資源エネルギー庁新エネルギー課風力政策室の寺澤と申します。どうぞよろしくお願いいいたします。

この説明会は、秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖における協議会意見とりまとめの内容の背景にある協議会構成員の方々の思いを的確に把握する機会を設けるため開催するものでございます。流れとしましては、現在表示されている次第のとおり、開会、説明事項、質疑応答と進み 12 時頃の終了を見込んでおります。

さて、開会にあたり、本日参加しております協議会構成員の代表の方々を御紹介させていただきます。

資源エネルギー庁新エネルギー課風力政策室室長の石井でございます。

国土交通省港湾局海洋環境課課長補佐 伊庭様。

国土交通省港湾局海洋環境課海洋利用調査センター課長補佐 山本様。

農林水産省水産庁漁港漁場整備部計画課計画官 森田様。本日はオンライン参加となります。

秋田県産業労働部新エネルギー政策統括監 阿部様。

男鹿市観光文化スポーツ部男鹿まるごと売込課課長 沼田様。

潟上市総務部企画政策課課長 安田様。

秋田市環境部環境総務課新エネルギー担当課長 長内様。

秋田県漁業協同組合専務理事 工藤様。

秋田県漁業協同組合理事天王地区運営委員長 伊藤様。

秋田大学名誉教授、また本協議会の座長でもいらっしゃいます中村様。

秋田県立大学システム科学技術学部教授、本協議会の副座長でもいらっしゃいます杉本様。本日はオンライン参加となります。

公募に向けた説明会という趣旨を踏まえ、参加者の皆様には留意点がございます。

1、本説明会においては、常にカメラをオフの状態としてください。2、公募参加予定事業者の皆様におかれましては質疑の際、御所属や氏名が特定されるような発言は御遠慮くださるようお願いいたします。以上です。

それでは、次第「2 説明事項」に入らせていただきます。説明事項としましては協議会意見とりまとめについて、各構成員の皆様から説明させていただきます。

まずはじめに、秋田県阿部様、説明をお願いいたします。

【秋田県】

それでは、秋田県から協議会とりまとめについて説明させていただきます。かなり具体的に書いてありますので、漁業関係以外の主な点、特に配慮していただきたい点について話をさせていただきます。

まずは3. 留意事項の(2) 地域や漁業との共存及び漁業影響調査についてであります。②選定事業者は洋上風力発電による電気の地域における活用に関して配慮すること。本公募では FIP 制度となることから地域の需要、再エネ工業団地への供給、災害時の電力供給と地産地消に配慮をお願いするものであります。③港湾及びその周辺地域への洋上風力発電関連産業の立地に向け、地元自治体が講じる施策について認識するとともに、合理的な範囲において適切な協力を行うこと。例えば、第2期秋田県新エネルギー産業戦略(改訂版)で記載する関連産業の拠点誘致、人材育成、県内企業の受注拡大、これについては調査、建設工事、メンテナンス部品製造等の受注拡大。それから水素産業に関する取組や、公募段階、さらには選定されたあとの県内企業の出資参画について協力をお願いするものであります。④洋上風力発電設備の観光資源としての活用や、環境教育・広報のための利用について配慮すること。それから⑤、⑥についてはまとめてお話しします。地域や漁業との共存、共栄の理念のもと、発電事業で得られた利益の地域への還元を目的とし、今後設置される基金への出捐等を行うこと。出捐等の規模については発電設備出力の規模にkWあたりの単価250円、最大認定期間30年を乗じた額を目安とすること。

次のページに移ります。(3) 洋上風力発電設備等の設置位置等についての留意点。⑥洋上風力発電設備等の設置に当たり、気象レーダーや電波受信環境等に支障を及ぼすことがないように、気象庁及び放送事業者等と協議を行うなど十分に配慮すること。

(4) 洋上風力発電設備等の建設に当たっての留意点。①本海域における事前の調査、洋上風力発電設備等の建設及び安全対策に当たっては、関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部、各施設の管理者及び地元自治体への丁寧な説明・協議を行うこと。周辺住民に対して工事内容やスケジュールの周知を行うこと。②海洋工事の施工(モノパイルの打設工事等)に当たっては、関係漁業者に丁寧な説明、協議を行い、工事の作業内容や時期、作業船の航行等の漁業の操業等について適切に調整すること。大きな騒音を伴う工事については、早朝や夜間の作業を避ける等、周辺住民の生活に十分配慮すること。先に行われました、港湾内のモノパイル打設工事で急に打設音がして、この音は何だといった事がありましたので、配慮していただきたいという趣旨でございます。

次のページにいきまして、(5)の③、これについては後で潟上市さんのほうから説明があります。

それから(6)環境配慮事項について、①環境影響評価法その他関係法令に基づき、発電事業者に係る環境影響評価を適切に行うとともに、地域住民に対し丁寧に説明すること。②洋上風力発電設備等の配置・規模・構造等の検討に当たり、騒音、超低周波音、風車の影、鳥類、海生生物、景観等について適切に環境影響評価を行うとともに、結果を踏まえ、

これらへの影響を回避、低減できるよう配慮すること。秋田県内にはまだこういった騒音、超低周波音、それから景観、こういったことに疑問を感じている方々もおりますので、配慮をお願いいたします。

4. 洋上風力発電事業を通じた男鹿市、潟上市及び秋田市の将来像。(1) 地域振興策です。3の(2)②、③、④と同じ内容になりますが、重要な点であり、再度読み上げます。①本事業で発電される電気を県内企業や地域住民が活用するための検討や再エネ電気の活用を希望する企業の誘致活動等、地産地消に資する取組。②教育機関、試験研究機関等との連携による研究開発に向けた取組のほか、地元教育機関への講師派遣、人材育成及び地元雇用創出に資する取組。③災害時における防災計画に定める指定避難場所への電力供給確保にかかる検討・計画策定への協力。④洋上風力発電設備を活用した観光ツアー造成への協力や教育旅行誘致への協力、洋上風力発電事業を契機とした観光振興、既存の観光資源の活性化等に資する取組。⑤広報用資料や展示物の作成・設置、web サイト等を活用した地域住民への適時正確な情報発信。⑥の船川港港湾ビジョンにつきましては、男鹿市さんからお話があります。以上が県からの説明になります。

【エネ庁】

ありがとうございました。続きまして、秋田県漁業協同組合様、よろしく願いいたします。

【秋田県漁業協同組合】

協議会意見とりまとめに記載されている事項は十分に達成していただければよろしいかと思っておりますけれども、1点お願いとしましては、共生策ですね、その協議につきまして、事業者が選定されたら速やかに協議を開始していただきたいということをお願いしたいと思っております。要するに、今回は売電収入の何%ではありませんので、運転開始からということではなく、事業者が選定されたら協議の方に速やかに入っていただきたいと思っております。

あと、風車の建設位置につきましては、協議会意見の中に船越水道のところへの建設は避けていただきたいというエリアがございますので、その点は十分留意していただければということと、あとは、建設計画が決まった段階で風車のポイントにつきまして極力漁業への影響がないようお願いしたいと考えておりますので、漁業者と十分に協議をして、地元の理解を得た上で事業を進めていただければと思っております。

【エネ庁】

経済産業省の石井です。漁業に関連して、法定協議会の場でいろいろと御議論がありましたけれども、まず1つ目として、天王地区からありました、アンカーに対する御懸念への具体的な対応としまして、これから述べる対応をお願いしたいと考えております。協議会の中で、地元の漁業者から、定置網漁が主体の本海域において、万が一台風などでアン

カーがずれて風車のケーブルに損傷を起こした場合に、漁業者に多額の補償が生じてしまうと、この海域で漁ができなくなってしまうという不安の声がありました。その不安払拭のために、協議会意見とりまとめ4（2）の中に、漁業振興策の一つとして、漁業活動に起因する洋上風力発電施設等の毀損等が関係漁業者の故意の行為によらず生じた際に、漁業者の負担を極力軽減する対応の検討を記載しています。この点、事業者にはしっかりと検討をお願いしたいと思っています。具体的なイメージとしては、例えば、今から申し上げる2つ程度の方法があると考えております。対策に伴う費用は、これは共生基金を使わずに捻出していただきたいと考えています。まず1つ目の対策ですけれども、大前提としまして、協議会意見とりまとめの3（3）②でも記載しておりますけれども、漁業に支障のないよう十分な深さに海底ケーブルを埋設し、その深さや位置の状態が適切に維持されるように対応していただく必要がございます。その上で2つ目ですけれども、万が一損害を与えてしまった場合に備えて、例えば発電業者が加入するケーブルなどの設備の損害をカバーする保険において、代位求償権不行使特約を付与する。つまり、漁業者による故意の行為に起因しない場合、仮にケーブルなどに損害が生じたとしても漁業者への求償は行わないという契約を発電事業者が保険会社と結んでいただくといった方法が考えられます。いずれにしても、地元の意向を踏まえた提案というものを期待しております。

なお、具体的な支援の内容については、公募占用計画の別紙14「周辺航路、漁業等との協調、共生」の中で記載をいただきたいと考えております。これが漁業関係の補足1点目です。

それから2点目です。2点目は、漁船航行の安全確保支援に関するものです。これも、法定協議会の中で具体的に御意見があった話ですけれども、地元の漁業者から、小型船舶にはレーダーがついていないので、風車と衝突してしまわないかという不安の声をいただいております。その不安払拭のために協議会意見とりまとめ3（5）②ですけれども、そこに船舶の航行の安全を確保するための必要な支援を行うことを記載しております。具体的には、洋上風力発電設備に関する技術基準の統一的解説に従いまして、視認性を高める塗装の採用、それから視認のための灯火の設置、設備を特定できる標識版の設置といった風車側の対応を実施すること、これらは当然のことですけれども、これらに加えまして、例えば、法定協議会の場でお話がありましたが、漁船へのビデオプロッタ搭載支援ですとか、スマートフォンアプリを活用した衝突防止の取組支援といった漁船側における衝突防止策について、これは共生基金とは別に、総額5000万円を上限目安としまして、支援策を提案いただきたいと考えています。なお、対象となり得る漁船の数ですけれども、これは100隻程度ということでございます。具体的な支援策の内容につきましては、これも、公募占用計画の別紙14「周辺航路、漁業等との協調、共生」の中で実際に記載いただきたいと考えております。

それから公募占用計画の別紙10に、「その他運転及び維持管理計画」の項目6というものがございます。ここにも、支援策の内容を合わせて同じように記載していただければと

考えています。

漁業のところについては以上でございます。工藤さんよろしいですか。伊藤さんもよろしいですか。

【エネ庁】

それでは他に構成員の方々と御発言、御説明をしたいという方々がいらっしゃいましたら、挙手をしていただきますようお願いいたします。先ほど県さんから御紹介のあった潟上市さんや男鹿市さんいかがでしょうか。

それでは男鹿市さんよろしく申し上げます。

【男鹿市】

男鹿市男鹿まるごと売込課の沼田でございますけれども、先ほどお話がありました、(1)地域振興策の⑥の中で船川港港湾ビジョンに掲げる取組や、基地港湾である秋田港やそれを補完する船川港の利活用等、地域の港湾振興に資する取組ということで記載されてございます。改めて船川港港湾ビジョンについて御説明申し上げたいと思います。

秋田県沖では洋上風力がどんどん展開されている中でございますけれども、その中で船川港の広く穏やかな水域ですとか、多様な企業などが集まる特性をいかしまして、地元企業、あるいは新エネルギー関連産業の集積や港湾を活用した地域産業の活性化、男鹿市の将来にわたる発展の計画として、港湾管理者は秋田県さんでございますけれども、地元の所在地としての港湾に対する振興策等をまとめた船川港港湾ビジョンを令和4年の3月に策定したものでございます。

具体的に大きいところとして、目標が4点ほどございますが、洋上風力発電事業推進の一翼を担う港湾機能の強化、船川港に建設する促進区域におけるO&M港として機能の発揮ですとか、船舶の修理拠点としての機能強化等でございます。

そして、2点目として、船川港を核とした地場産業の振興。こちらも地元の参入促進ですとか、風力に関する需要の取り組みをはかること。

3点目、船川港におけるカーボンニュートラルポートの形成。グリーン水素等の再エネの供給拠点の形成などについても中長期的に取り組んでまいりたい。藻場の造成等によりブルーカーボンの取組強化等も果たしてまいりたいと考えております。

そして4点目、地域振興策の中でも観光についての記載もございますが、クルーズ振興の更なる強化ですとか、産業ツーリズム等、新たな観光事業の創出等についても取り組んでいきたいという思いで船川港港湾ビジョンをとりまとめてございます。船川港の利活用などについても御検討して下さるようお願いいたします。なお、船川港港湾ビジョンにつきましては、男鹿市のホームページにもアップしてございますので、ぜひ御高覧いただきたいと思っております。男鹿市からは以上でございます。

【エネ庁】

はい、ありがとうございます。続きまして潟上市さんお願いいたします。

【潟上市】

潟上市企画政策課の安田と申します。よろしく申し上げます。

私の方からは電波障害に関する地域振興策について主に2点、とりまとめ意見の補足という形でお話をさせていただきます。

まず1つ目、電波障害、資料で言いますと、とりまとめ意見で94ページ(5)③。(5)③に関する事項に関しましては、潟上市長が確か第2回目の法定協議会だったかと思いますが、お時間をいただいてプレゼンする機会をいただいた内容がここに記載されています。本市沿岸にはすでに陸上の風車が数十基立っています。令和元年の夏頃に陸上の風車の試験運用始まったあたりから、テレビに関して写らないですとか、受信状況が悪いですとか、そういった相談ですとか苦情が寄せられるようになりました。このことに関しましては、事業者配慮ということでお願いしていたんですけども、事業者の対応が少し遅くなったりですとか、対応が万全でなかったりした状況もありまして、市の方にも苦情が寄せられるようになりました。その後事業者の対応が進みまして、苦情の申入れ件数もだいぶ少なくなっておりますけれども、市民の感情といたしましては、風車あるいは風力発電に対するマイナスイメージというのが市の一部エリアにおいては依然根強いものがあります。また、風車の建設自体にもナーバスになっている市民の方もまだまだ多くいらっしゃいます。こういったことを受けまして、留意事項の③にありますとおり、影響が生じた場合には、相談窓口ですとか対応窓口の設置によりまして早急な改善を望むことはもちろんでありますけれども、地域住民の感情面への対応と申しますか、ケアと申しますか、そういった配慮も大事だと身をもって痛感しております。したがって、事業を進める際には電波障害のことに関しては、状況によっては原因の切り分けというのが大変困難な状況もあろうかと思っておりますけれども、それも含めて、あらかじめさまざまなケースを想定した体制を整えていただきたいと考えております。そして、地域住民の電波受信に関する不安であったりとか、気持ちに対して寄り添うような対応や、事業者としての構えをしてもらいたいということを望みます。これがまず1点です。

次に地域振興策について、先ほど秋田県さんの方からも概略について説明がありましたけれども、資料で言いますと95ページ(1)地域振興策の①から④までに掲げられておりまして、海域を共有する男鹿市、秋田市と共通して期待する振興策を掲げているところでございますけれども、特に潟上市は、県都である秋田市さん、県内を代表する観光地である男鹿市さんに挟まれた非常に規模が小さい市であります。観光ツール、観光資源についても特段挙げるものがないような状況ではありますけれども、だからこそ本事業からもたらされる経済効果に大変大きな期待を寄せているところでございます。④にあります観光振興につきましては、例えばビジターセンター等の設置による地元の小中学生ですとか市

民への学習機会の提供等も含めた複合的な観光振興策について期待しております。また、③にありますとおり、災害時における電源確保等によるエネルギーの地産地消、市民へのエネルギー還元への取組等も徹底していただければと考えています。最後になりますが、⑦にありますとおり、市の総合計画等に掲げられている政策とか施策等が洋上風力発電と関連付けられ、あるいは地方創生応援税制、いわゆる企業版ふるさと納税の活用と併せて御検討いただく等、さらに効果的に市の計画が推進できることを期待しております。

【エネ庁】

ありがとうございます。他に御発言、御説明したいという方いらっしゃいますでしょうか。

構成員の方から出尽くしたようですので、次に次第の3質疑応答とさせていただきますが、はじめに留意点について御説明をいたします。

質問を希望される方は Teams の手上げ機能により合図をお願いします。合図をしていただいた方を、時間を許す限り順番に指名いたします。指名された方はミュートを解除し御発言ください。その際、会社名や氏名等は名乗られることのないようお願いいたします。もし名乗られた場合、その場で発言を停止させていただく可能性がございます。いただいた御質問については極力この場で回答したいと考えていますが、国や他県様との協議が必要で、この場で回答を保留させていただく質問もございます。それらの質問への回答については本説明会の議事要旨もしくは公募占用指針に対する質問回答にて後日エネ庁及び国交省の HP に掲載します。以上になりますが、本日は協議会構成員による説明会であることも充分配慮の上、実りある場としたいと思います。

それでは質問のある方は合図をお願いいたします。

【事業者①】

2点質問があります。冒頭秋田県より説明のあった地元企業への出資参画について、出資参画というのは入札時点で事業者のメンバーとして名を連ねている必要があるのでしょうか。それとも、入札時点では名前は出ないが、事業者決定後に参画するという関心表明みたいなものを付与することでも良いのでしょうか。これが1点目です。

2点目の質問は協議会意見とりまとめではなく公募占用指針の秋田県評価基準に関わる部分ですけれども、経済波及効果につきましては、秋田県で作成されたエクセルファイルで計算を実施するという認識ですが、自分たちで作成したファイルではないので、今後使っていく中で、使い方に関わる部分での疑義が生じた際に質問は適宜受け付けていただくことはできないかという質問です。以上です。

【秋田県】

秋田県から1点目の質問について回答いたします。出資参画等でございますが、公募占

用計画提出時であれ、選定後であれ、秋田県の企業を参画させる計画・意思があるということの表示について評価したいと考えております。

【エネ庁】

2点目につきましては、国の方からお答えさせていただきますが、産業連関表のことをおっしゃっているんだと思います。こちら各県さんではなく、国の方で作成したものでございますので、お問い合わせがある場合は、今回の協議会構成員による説明会の申込み時のアドレスがあったかと思いますが、そちらにお送りいただければ個別に対応させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【事業者①】

承知しました。ありがとうございます。

【事業者②】

2つ質問させていただきます。まず1つ目、公募占用指針の96ページをお開き下さい。96ページの中で4. 洋上風力発電事業を通じた男鹿市、潟上市及び秋田市の将来像の中の(2) 漁業振興策の④に関してであります。漁業者から様々な御要望があると認識しておりますが、各漁業者様から多種多様な御意見があるという状況でございます。したがって具体的な支援の内容だとか時期っていうのは選定事業者になった後に漁業関係者様との協議をして決定する必要があるかなと思います。これを踏まえて、別紙の中で例えば、どの設備を直しますといった具体的な支援の内容に言及せずとも漁業振興策の④を実施するための枠組みだとか体制を示すことで評価上問題ないか確認したいというのが1つ目です。

続いて質問の2つ目です。秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖における洋上風力発電事業に関わる漁業影響調査の手法に関する質問でございます。こちらの手法の中では、調査方法に関することが記載されておりますが、これらに関して全て満たすことというのが協議会意見の3. 留意事項(2) 地域や漁業との共存及び漁業影響調査についてに対応するための最低限必要な条件と理解して良いかを確認したいと考えております。といいますのも、こちらに表記されている手法を全て満たすためには巨額の費用が必要になります。仮に、手法を全て網羅して費用が100発生した事業者Aがいたとして、一方、半分しか満たしていなくて費用が50しか発生しなかった事業者Bがいたとします。この場合、AとBで評価に差が出ないと公平ではないと考えておりますので質問させていただく次第です。以上でございます。

【エネ庁】

今いただいた質問2点あったかと思いますが、1点目が指針の将来像に示されております、漁業振興策、具体的にどの漁業組合のどの漁業施設を改修するのとか、機能改修するの

かといった個別具体的な内容が計画の中に盛り込まれている必要があるかという質問と、2点目が漁業影響調査手法について、全てを網羅していなければ最低限満たされていないという評価になるのかという質問だったと思います。

2点目については、他の海域に関する話とも連動してきますので、保留とさせていただきます。後日冒頭に寺澤が申し上げた手法により回答させていただきます。

1点目については、現時点で個別具体的な漁業組合の名前ですとかその漁業組合のどの漁業施設・設備を改修するのかといったところを書いていただくようにしてしまうと、公募期間中に漁業組合へのアプローチが発生してしまいますので、そこまでは求めていません。一般的に、固有名詞ではなく一般名詞になると思いますけれども、こういった漁業施設・設備についての機能強化・改修を想定しているのかということと、それを実施していく上での発電事業者側での体制、その体制を記載していただくということだと考えています。具体的には選定された後に、当該選定事業者が当該計画に示された内容について、今度は地元の漁業組合さんと調整して漁業振興策を進めていくということを想定しております。よろしいでしょうか。

【事業者②】

はい、ありがとうございました。

説明会後の補足回答

本海域の協議会にて提案された「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖における洋上風力発電事業に係る漁業影響調査の手法」の3-1) 目的において、「調査計画の設定、実施、調査結果の検討やデータの取り扱い等の詳細の取り決めについては、公募により事業者が選定された後に、協議会の下で当該選定事業者や関係漁業者、各分野の専門家などで構成する実務者会議（「漁業影響調査検討委員会（仮称）」）を開催し、この漁業影響調査手法の提案内容を最大限尊重した上で検討することが適当である。」と記載されています。

したがって、本手法には留意しつつ、漁業影響調査手法の詳細は選定後に決定されるため、公募時点においては手法に記載のすべての内容を実施することは求めておらず、また計上する費用の多寡によって評価に差が生じることはありません。ただし、選定後に資金不足で十分な調査が行えないといった事態を避けるため、本手法を踏まえた合理的な漁業影響調査が実施できるように必要金額を費用（基金出捐金外）として別紙3に計上ください。

【事業者③】

質問3つございます。

1点目はですね、基金の積み立てについてです。今回は基金の積み立てが250円/kWとされておりませんが、基金の中で行われる施策については、各自治体の議会の議決が必要になるというコメントもいただいております。議会で否決等された場合に基金の中

で事業者が提案する施策が実行できない可能性がございまして、その場合には基金の外でその施策を実行する必要があるのか、もしくは基金の中で議決が得られなかった施策については事業者はこちらの施策について実行することは免責となるのか。基金の中で行われる施策、基金の外で行われる施策についての考え方について教えていただければと思います。

2点目については、今回男鹿市、潟上市、秋田市の3つにまたがることにはなりますが、基金の設置はどちらか特定の自治体に設置されるのか、3等分して設置されるのか。設置される自治体について現段階で決まっていることがあれば御開示いただければと思います。

3点目は、今回公募占用指針上、2024年3月に事業者選定というスケジュールが設定されておりますけれども、地域貢献策というのは、選定後すぐに開始することができるのか、もしくは公募占用計画が認定される、11か月から12か月後の2025年3月以降の実施になるのか、その点について御確認いただければ幸いです。以上3点です。

【エネ庁】

まず1点目です。基金の議会承認が必要なものとそうでないものの内訳だったり、基金の外で実施するものがどう決まっていくのかという趣旨の御質問だったと思います。2点目が、男鹿市、潟上市、秋田市の3市あるわけですが、特定自治体に基金が積まれるのか、3等分なのか現時点でどう決まっているのかというお話です。これら2点については、選定事業者が決まった後に、基金としてどう積むのか、場合によっては、例えば漁業振興策は基金という形で積むのではなく、漁業組合に直接払っていくのかも含めて詳細を決めていくことになり、現時点では決まったものはございません。選定事業者が決まった後に実際に協議をして決めていく形になります。

3点目です。ご質問は、2024年3月には選定事業者が決まる予定であるが、決まった後、事業計画が認定されるよりも前に共生策について実施可能かということです。共生策も、公募占用計画の内数、つまり一部となりますので、これについても計画が認定されて初めて認定されることとなります。したがって、認定された後に実施していくことが原則と考えています。よろしいでしょうか。

【事業者③】

ありがとうございます。基金の内か外かで事業者の経済性に一部影響するものもございしますので、できましたら前広に御開示いただければと思います。非常に明快な回答ありがとうございました。

【事業者④】

4点質問させていただきます。1点目ですが、まず、前の方の質問について、議会で否決された時に事業者の提案した内容が履行できないがそれでよろしいか、それとも自前のお

金で履行するべきかという質問だったと理解しておりますけれども、そこは非常に事業性に関わるところで、現時点で御回答いただけるものじゃないかなと思っておりますので、改めて御回答お願いいたします。

2 点目として、御説明の中で衝突安全防止策の要望のところでは漁船へのプロッタ等について御要望あったかと思えます。その中で 5 千万円を上限という話がありましたけれども、こういった解釈をするべきか。対策について 5 千万円以上はあり得ないのか、1つの目安なのか、その点について見解をいただければと思います。

3 点目、基金の出捐時期についての質問です。基本的には協議会で選定後に決まっていくものだと思いますが、基金の選定時期がですね、例えば地元の要望として、より早い時期に基金を出捐するといった要望があると思いますが、事業者の提案の中でより早い時期に拠出する計画と、事業期間で標準化して均一の基金を拠出する計画となっていた場合に、そのことをもって評価に差が生じるのかどうか、この点について御教授いただければと思います。

4 点目、地域振興策を公募選定前から取り組まれている事業者さんもいると思います。全く同じ施策について、公募前から実施されている場合と、公募選定後に実施することが示されている場合、その 2 パターンで評価に差が生じるのかというところについて御教授いただければと思います。以上です。

【秋田県】

1 点目は基金事業の議会での否決についての質問と理解しました。基金を積む歳入の場合と基金を活用する予算案が採決されるか否決されるか。そもそもその点につきましては行政サイドの問題でありまして、事業者さんに影響することはございません。否決されたものにつきましては、採択されるように再度取り組むことになると思っております。

【エネ庁】

2 点目について県漁協さんからお願いします。

【秋田県漁協】

衝突防止対策にかかるビデオプロッタ等の設置についてですが、先ほど石井室長の方から、船数 100 程度とお示しましたが、おそらく小型船の装備であれば 30 万円程度が平均的だと思っております。ですから、5 千万円の上限は上回ることはないと思っております。

【エネ庁】

続いて 3 点目ですけれども、基金の出捐時期、例えば選定されて計画認定された後に 1 度に出捐するのか、それとも標準化して出していくのかで評価に差が付くのかということ

でした。基金への出捐は、事業者選定後の協議事項となりますので、公募段階では、事業者の一定の想定の下、計画に記載して提出していただくことになります。そのため、一定の合理的な説明がされていればよくて、加点などの評価は想定していません。

それから4点目でございますが、公募開始前から地元でやっていた振興策も加味されるのかということですが、加味されません。以上でございます。よろしいでしょうか。

【事業者④】

詳細な御回答ありがとうございました。

【事業者⑤】

1点だけ、地域振興策・漁業振興策の各地域の御希望が今回指針に記載されていると思います。費用の捻出に当たっては、基本的に基金を利用して地域振興策、漁業振興策を考えていくという考え方で良いのでしょうか。特に漁業振興策④の施設の改修や整備については結構大きな金額がかかると思いますので、基金の中で考えていくべきなのか、選定された後に協議会で検討していくべきなのかを教えていただければと思います。

【エネ庁】

今日御説明したとおり、ケーブルに損傷を与えた場合の対応というところについては、共生基金ではなく、外として扱っていただきたいのと、ビデオプロッタについても共生基金とは別とお話をしました。それ以外にも、お金が一切発生せずに実施できるものがあるのであれば、積極的に地域振興、漁業振興としてやっていただきたいと思っています。また、漁業振興策で先ほど質問いただいたものについては、共生基金の内数と考えております。

【事業者⑤】

ありがとうございました。

【エネ庁】

一通り御説明いたしました。こちらで質問の趣旨をしっかりと捉えられていない可能性があるということで、確認させていただきたいのですが、工事期間中に漁業者の持つられる漁具や設備を引っかけてしまった場合や、漁業操業に支障を与えてしまった場合は、共生基金とは別の補償という概念になります。その部分を含めて共生基金の内数ですかと聞かれたのか、念のためクラリファイさせて下さい。

【事業者⑤】

そうではないです。漁業振興策の④で地元自治体の整備計画に基づく漁港施設及び港湾

区域における漁業施設の機能強化や水域施設の機能維持に係る協力・支援のほか、漁業生産活動及び水産物流通の拠点となる陸上施設の整備に係る支援という記載があるので、それについても基金の中で考えていくべきなのかということです。

【エネ庁】

どうもありがとうございました。

【事業者⑥】

入札までの準備の中で、地元を混乱させたり、御迷惑をおかけしないようにという観点で、一番最初に御質問いただいた方の御回答について改めて御回答いただければと思います。地元企業の出資参画については、御質問の方から関心表明書等当事者からの書面が必要かという質問に対して、県の方の回答は、地元企業との書面ではなく、応札事業者の意思表示とおっしゃったと聞き取りました。その理解でよろしいでしょうか。

もう少し背景を申し上げますと、公募占用指針には地域経済波及効果の確からしさを評価していただくときに、何を持ってミドルランナー、良好かを我々なりに考えたときに、証憑内容ですね、書き物が必要ではないかと思っておりました。出資参画は 130 ページの県の要望の一つではありますが、関心表明が必要かそうでないか、地元にどこまで求めるかで数ヶ月変わってきますので念のためお聞きする次第です。以上です。

【秋田県】

大変難しい質問で、他の方々との公平性も踏まえまして後日文書にて回答させていただければと思います。

説明会後の補足回答

1 番目の質問への回答のとおり、出資参画については、公募占用計画提出時であれ、選定後であれ、秋田県の企業を参画させる計画・意思があるということの表示について評価したいと考えています。

公募占用計画提出時における書面取得が困難なケースも想定されるため、関心表明書や MOU 等の根拠資料の提出を義務づけるものではありませんが、県内企業との合意内容が具体的かつ明確な関心表明書や MOU 等の根拠が提示されている計画の方が、より内容の確実性の高い提案として評価され得ると考えます。

【事業者⑥】

わかりました。それをお待ちしますが、現実的にそれが 3 月末ぐらいに文書で回答となると各事業者が殺到してしまうので、この部分だけでも早めに回答いただきたい。一方で、公募占用指針の 61 ページには設備投資決定や調達契約、MOU を含めた根拠が求められていますので、それとの関連性も含めて早急にお答えをいただければと思います。よろしくお願

いたします。

【事業者⑦】

2つ質問がございます。

漁協様への質問です。まず1点目、促進区域の中で定置網が設置されているということを知っております。それについて、当然選定後に漁協様との調整になると思いますが、場合によっては移動させていただく可能性があります。また定置網のアンカーが海底ケーブルにどれだけ影響するかも含めてご質問ですけれども、仕様について定置網の数量やサイズ、支持方法等について可能な限り教授いただきたいと思っております。

あともう1点、協議会意見とりまとめの地域振興策⑥の中で船川港の活用が記載されています。その船川港の港湾計画の改訂計画案が公募期間中に発表される予定と伺っております。これについて、公募時点においては改訂計画案が示される前と理解しておりますが、その前提で施工計画を立ててもよろしいでしょうか。よろしくお願いいたします。

【エネ庁】

1点目については、もう少し質問の内容をクラリファイさせていただいた上で、関係する県漁協の方に展開し、追って回答させていただければと思います。

説明会後の補足回答

- 1 定置網の数
32～33ヶ統
- 2 大きさ
一番大きい小型定置網で
身網+魚捕部が140m、垣網が300m
漁業者や水深でサイズは変わる。
- 3 支持方式（アンカーor土嚢）
アンカーのみ
- 4 アンカーの貫入の程度
正確には不明だが、1～2mは埋まっていると思われる。
参考・・・アンカーの重量は30～59kg、1ヶ統に25～35丁は使用。
- 5 設置場所
毎年同じ場所に設置

2点目については港湾局さんからよろしいでしょうか。

【国交省】

2点目について国交省港湾局から御説明させていただきます。船川港を含めて基地港湾

以外の港を使う場合は施設管理者さんの同意を求めています。船川港については港湾管理者が秋田県さんでありますので、秋田県さんの同意書が必要となります。現状まだ整備されていない岸壁を使うということで御相談された際に、その同意書の前提条件ですね、いつからであれば使えるかという前提条件も合わせて同意書の中に記載いただくこととしております。公募占用計画の評価においてはですね、前提条件も踏まえて施工計画の実現性が十分に確認できるかという観点から評価をしたいと考えております。以上です。

【エネ庁】

よろしいでしょうか。

【事業者⑦】

御回答いただきありがとうございます。

2点目の回答についてなんですけれども、今の説明ですと港湾管理者の秋田県様から前提条件が記載された同意書を確かにいただけるという理解でよろしいでしょうか。これは秋田県様への御質問となります。

【国交省】

国交省港湾局でございます。

港湾施設の同意書につきましては、前提条件の記載方法については東北地方整備局の港湾空港部の方に確認いただければと思います。基本的に同意書の中に前提条件が書き込まれるというふうに考えております。以上です。

【事業者⑦】

ありがとうございます。

【事業者⑧】

1点質問があります。

先ほど基金の中か外かという話があったかと思います。その中で、基本的には基金の中で地域振興策については実施する。例えば事業者の提案で、基金の外でSPCの資金を投入する形で地域振興策を実施するという場合に、その部分が提案上評価されるのか。見解をお聞かせいただけますでしょうか。

【エネ庁】

今御質問いただいた件は、端的に言うところのことでしょうか。250円×30×出力規模を超えて実施される将来像に記載されている振興策についても、カウントされるかということでしょうか。

【事業者⑧】

はい、その理解です。

【エネ庁】

そこについては、振興策として評価いたしますが、ただ、多額であることが高く評価されるということではありません。当然のことながら、資金収支計画や供給価格にも、そのあたりが影響してくると思いますので、しっかり勘案しながら事業者の御判断でということになります。

【事業者⑧】

承知しました。ありがとうございます。

【エネ庁】

ありがとうございます。もし御質問がある場合、最後駆け込みでも結構ですので挙手をいただければと思いますが、いかがでしょうか。それでは質問がなくなったようですので以上で質疑応答を終了させていただきます。

これをもちまして本日の説明会を終了いたします。お忙しいところ御参加くださいまして誠にありがとうございました。